

正誤表	2019 本試験をあてる TAC 直前予想 行政書士
------------	-----------------------------------

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

ページ	誤	正
2-20	第2回 問題 25 選択肢ウ 2行目 ～会計監査院も含まれている。	～会計検査院も含まれている。
解答解説 16	<p>第1回 問題 12 選択肢1の解説</p> <p>1 ○ 行政庁は、不利益処分をする場合には、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合を除き、その名あて人に対して、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければなりません（行政手続法14条1項）。そして、不利益処分を書面でするときは、当該処分理由は、書面により示さなければなりません（14条3項）。</p> <p>※選択肢1の解説文すべてを、正の文章に差替え ※選択肢1が「○」および正解が「1」であることは変更なし</p>	<p>1 ○ 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、原則として、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければなりません（行政手続法8条1項本文）。また、当該拒否処分を書面でする場合には、理由の提示も書面でする必要があります（8条2項）。</p> <p>なお、例外的に、法令に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合で、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであれば、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りるとされています（8条1項ただし書）。</p>

※ページ数が太字かつ斜体になっている箇所が今回の更新での追加箇所になります。

以上